

税理士法人を設立する場合の手続きについて

重要

法人事務所の組合加入には、**健康保険の適用除外承認申請**が必要です！

- 法人事務所は、社会保険の強制適用事務所となり、厚生年金及び健康保険が強制加入となります。しかし、**年金事務所へ「健康保険の適用除外承認申請」**手続きをすることにより、組合へ継続加入または新規での加入が可能です。
- 事実の発生した日から**14日以内**に年金事務所へ届出が必要です！
やむを得ない理由により14日以内に届出が出来なかった場合は「遅延理由書」の添付が必要です。
- 先に年金事務所へ適用申請すると「協会けんぽ」に加入することになります。
一度「協会けんぽ」に加入すると資格喪失ができないので、必ず組合へ必要書類を提出後に年金事務所へ適用除外承認申請書とともに、新規適用申請をしてください。

申請手続き・適用除外承認申請の流れ



STEP.1

登記後、下記書類を関東信越税理士会及び組合へ送付する。

- 法人設立届 → 関東信越税理士会
- 法人設立に伴う必要書類※ → 関東信越税理士国民健康保健組合

※裏面に詳しく記載

組合の動き

- ・ 関東信越税理士会から「法人設立届」のFAXを受け取る。
- ・ 「法人設立届」及び必要書類確認後、「**適用除外承認申請書**」に加入証明し返送する。

STEP.2

組合から届いた「**適用除外承認申請書**」を年金事務所へ提出する。

STEP.3

下記のうち、いずれか1通を組合宛にFAXで提出 ※受付印等のあるもの

- 健康保険被保険者適用除外承認申請書の写し
- 健康保険被保険者適用除外承認証
- 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ※電子申請可

組合の動き

- ・ FAXを受け取り次第、被保険者様の健康保険証のマイナンバーカードの利用登録状況に応じて、「資格確認証」または「資格情報通知書」を交付



税理士法人設立に伴い新規加入する場合

1	登記簿謄本（原本）	5	住民票の原本（「世帯全員の住民票」と証明のあるもの）
2	定款の写し	6	番号確認書類（通知カードまたは個人番号カードの裏面の写し）
3	預金口座振替依頼書（法人口座名義）	7	代表税理士の身元確認書類（運転免許証の写し等）
4	国民健康保険被保険者加入申請書（様式第1号の1（A））	8	健康保険被保険者適用除外承認申請書

* 4・8は組合ホームページよりダウンロードが可能
 * 3は依頼があり次第、組合から原本送付

組合加入の個人事務所が税理士法人を設立する場合（加入継続）

1	登記簿謄本（原本）	5	預金口座振替依頼書（法人口座名義）
2	定款の写し	6	事務所関係変更届（様式第1号の10）
3	誓約書（様式第1号の16）	7	健康保険被保険者適用除外承認申請書
4	代表税理士の身元確認書類（運転免許証等の写し）	8	適用事務所名称変更通知書※（年金事務所確認印のあるもの）

* 3・6・7は組合ホームページよりダウンロードが可能
 * 5は依頼があり次第、組合から原本送付

※個人事務所のときすでに厚生年金加入済の方について、年金事務所で適用除外申請書の提出が不要とされた場合

組合HPへ

税理士法人を設立するとき



https://www.ka-z-kokuho.or.jp/joining_and_loss.html?id=8

国民健康保険料について



<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/insurance.html>

